

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇多津ショッピングセンター

綾歌郡宇多津町大字東分字板橋東287-1ほか

2. 留意事項

- (1) 夜間の来店車両による騒音の軽減に十分配慮するとともに、駐車場内において店舗利用者以外の者のい集による喧騒の発生等を防止し、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、誠実に対応すること。
- (2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成11年通商産業省告示第375号）に掲げられている事項に十分配慮すること。